

モニタリング結果報告書

(厚生労働省24(Ⅲ-1-1))

施策目標名	労働条件の確保・改善を図ること(施策目標Ⅲ-1-1)							
施策の概要	本施策は、労働条件の確保・改善を図ること、労働契約に係るルールの周知を図ること、最低賃金制度の周知を図ることを推進するために実施しています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	<p>労働者の方が人たるに値する生活を営むための労働条件を確保することは、大変重要なことです。このため、労働基準法等に基づき労働時間、最低賃金等の法定労働条件の履行確保を図るため、労働基準監督署による事業場への監督指導等を行います。</p> <p>個別労働紛争の未然防止、早期解決を図るため、労働者・事業主等に対し、労働契約法等の労働関係法令の教育、情報提供等を実施し、労働契約に関するルールの周知を図ります。</p> <p>また、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため、最低賃金法に基づき地域や産業の状況に応じて設定された賃金の最低額、制度等の周知やその履行確保を図ります。</p> <p>【根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働基準法(昭和22年法律第49号) ○ 労働契約法(平成19年法律第128号) ○ 最低賃金法(昭和34年法律第137号) 							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)労働条件確保・改善対策費[平成25年度予算額:1,184,100千円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,270,694	1,220,469	1,070,721	1,267,190	1,183,860	1,204,788
		補正予算(b)	△ 14,629	△ 29,750	98,042	△ 27,925		
		繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	1,256,065	1,190,719	1,168,763	1,239,265	1,184,100	1,204,788
	執行額(千円、d)	853,400	960,653	943,243	精査中			
執行率(%、d/(a+b+c))	68%	81%	80.7%					
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	指標1 労働契約法解説セミナー参加者のうち労働契約法等労働関係法令の理解が進んだと考える人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	-	-	95%	95%	96%	前年度以上
		年度ごとの目標値	-	-	70%	前年度以上	前年度以上	
	指標2 市町村広報誌への最低賃金制度の掲載割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	83.0%	92.7%	93.2%	90.0%	93.0%	80%
		年度ごとの目標値	80%	80%	80%	80%	80%	
	【参考】指標3 賃金不払残業で指導を行い、是正され支払われた金額(1事案が100万円以上のもの)	実績値						
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
-		196億円	116億円	123億円	146億円	集計中	-	

参考・関連資料等	<p>【指標1、2】 関係法令(右記検索サイトから検索できます) URL:http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/ 【指標1、2】 関係事業の行政事業レビューシート URL: http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2012/h23_pdf/0688.pdf#search='%E8%A1%8C%E6%94%BF%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E3%83%AC%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88+%E5%8E%9A%E7%94%9F%E5%8A%B4%E5%83%8D%E7%9C%81+%E5%8A%B4%E5%83%8D%E5%A5%91%E7%B4%84%E6%B3%95 【指標2】 最低賃金特設サイト URL:http://pc.saiteichingin.info/</p>
----------	--

担当部局名	労働基準局	作成責任者名	※	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-------	--------	---	----------	---------

※ 労働契約法については労働条件政策課長 村山 誠、最低賃金の周知については賃金時間室長(参事官) 里見 隆治